

四日市市告示第 155 号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定するので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和5年 3月30日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

1 路線名及び占用を制限する区域

	路線名	占用を制限する区域	
1	四日市中央線	起点 終点	浜田町66-1 地先 本町10 地先
2	西新地久保田線	起点 終点	西新地33-2 地先 久保田一丁目258-1 地先
3	久保田9号線	起点 終点	久保田一丁目258-1 地先 久保田一丁目247-1 地先
4	末広新正線	起点 終点	新正二丁目192 地先 新正三丁目88-1 地先
5	新正43号線	起点 終点	新正三丁目88-1 地先 新正三丁目85-1 地先
6	新正44号線	起点 終点	新正三丁目85-1 地先 新正三丁目78-3 地先
7	小山田川島線	起点 終点	川島町字涼戸3488-4 地先 内山町字笹山8318-1 地先
8	納屋1号線	起点 終点	北納屋町3459-30 地先 稲葉町1297-4 地先
9	午起3号線	起点 終点	午起三丁目1183-2 地先 午起三丁目1184-3 地先
10	追分石原線	起点 終点	中里町1-4 地先 塩浜町1-35 地先
11	三重橋垂坂線	起点 終点	三ツ谷町1789-4 地先 羽津山町甲1113 地先
12	茂福6号線	起点 終点	茂福町1731-1 地先 南富田町1711-1 地先
13	茂福27号線	起点 終点	茂福町1871-1 地先 茂福町1868-1 地先
14	垂坂平津線	起点 終点	大矢知町字姥ヶ谷1926-4 地先 垂坂町字大沢1498-1 地先
15	日永八郷線	起点 終点	山之一色町字荒井田562-1 地先 山之一色町字穴田547-7 地先

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路での占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4 占用制限の開始日

令和 5年 3月 31日